

令和元年9月30日

令和元年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会資料

(令和元年9月25日付託分)

附属資料

企業庁

目 次

ページ

1 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表…………… 1

1 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）新旧対照表（第3条関係）

改 正	現 行
<p>第1条（略） （給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの（<u>臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員をいう。）を除く。）及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第3条（略） （<u>会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与</u>）</p> <p>第4条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与の種類及び基準については、職員の給与との均衡を考慮して管理者が定める。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第5条（略）</p>	<p>第1条（略） （給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの<u>及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）</u></p> <hr/> <p style="text-align: right;">第28条の5第1項</p> <p>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>職員</u>」という<u>      </u>。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条（略） （<u>条件付採用職員等の給与</u>）</p> <hr/> <p>第4条 <u>企業職員で期間を定めて雇い入れたもの（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されたものを除く。）及び非常勤のもの（法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用されたものを除く。）の給与の種類及び基準については、職員の給与との均衡を考慮して管理者が定める。</u></p> <p>第5条（略）</p>